

ようこそ 教育長室へ

教育長 高木 秀人

令和8年度がスタートしました。本年度もよろしくお願いいたします。

1. 新年度の学校・園の運営上のお願い

新年度の始まりに当たり、4月13日の定例校長・園長会議、28日の定例教頭会議において、以下の3点をお願いしましたので、お伝えします。

(1) いじめ、不登校、特別な支援、日本語指導等を含む「誰一人取り残さない学びの保障」

公立の学校や園は、全ての児童生徒に対して、学びを保障する責任があります。それぞれの児童生徒の実情に応じた、できる限りの対応をすべきです。

特に、いじめや不登校は、事態が発生しないための「予防」、事態の発生を把握する「認知」、児童生徒や保護者への「寄り添った対応」が重要です。

また、いじめの認知件数が多いことは、「悪いこと」「恥ずかしいこと」という認識はありません。いじめの認知件数は、学校がしっかりと把握できた件数です。認知した上で、「寄り添った対応」ができるか否かが重要です。

教育委員会でも、「サポートルームふれんど市川」の運営・分室設置、「校内教育支援センター」の全校設置、「みらいサポーター」の配置、特別支援学級・通級指導教室の拡充、日本語指導教室の充実などを図ります。

(2) 新入生、新採用教職員への特段の配慮

新年度に入り、各学校・園では、新入生・新規採用教職員を迎えました。今までとは異なる環境に身を置くこととなりますので、特段の配慮をお願いします。ちなみに、市川市立学校に配属された県費負担教職員は97名となります。

(3) 不祥事の根絶、他の学校・自治体の事案を「他山の石」に

昨年度、市教育委員会関連の懲戒処分が3件ありました(元教頭による学校徴収金の着服(教育長通信NO.5 参照)、残り2件は後述)。改めて、綱紀粛正を図るとともに、二度と同じような不祥事を起こさないようにしなければなりません。

また、残念ながら、全国では、様々な教職員や学校に関わる事件や事故、不祥事が発生しています。それらは、いつ何時、市川市の学校や教職員に起きるかわかりません。新聞を読むことなどを通じて、幅広く、情報を収集し、それを「他山の石」として、自分事として、自分たちの学校だったら、と考えてみてください。

2. 懲戒処分案件のお詫び

昨年度末、2件の教育委員会が関連した懲戒処分案件がありました。ご報告が遅れたことをお詫びします。服務規律の遵守を徹底し、市民の皆様の信頼回復に努めます。

(1) 通勤手当の不適正受給及び不適切な事務処理(令和8年2月4日)

① 処分の理由

令和6年11月から下旬から同7年10月下旬までの間、自家用車で通勤していたにもかかわらず、公共交通機関を利用していたとした通勤届を変更せず、不正に通勤手当を受給

② 被処分者、処分内容

市川市内の公立小学校主事、減給(10分の1)1月

(2) 市川市放課後子ども教室運営業務委託に係る不適正な事務処理(令和8年3月26日)

① 処分の理由

令和4年度以降、受託事業者から提出された実績報告書等に基づく履行確認を怠り、必要配置人数の不足、従業者名簿に登録のない者の登用、責任者等の不在又は資格要件を満たさない者の配置といった仕様書と異なる業務運営を見過ごし、漫然と委託料を支出

② 被処分者、処分内容

学校教育課課長級、減給(10分の1)1月